

任期の定めのある国家公務員として採用された方へ

本省課長補佐級以上に相当する職員には、国家公務員法上、求職活動において一定の規制が課せられています。**在職中に、任期満了後の民間企業等への再就職のための求職活動※を行う際には、以下のフローに沿ってください**（国家公務員として採用される前に所属していた民間企業等に対して改めて求職活動を行う場合も同様注1です。）。

- ※ 「求職活動」とは、**国家公務員としての在職中に**、営利企業等に対して、
- 当該企業等の地位（役職）に就くことを目的として、
 - ①御自身に関する情報（氏名・連絡先等）を提供すること、
 - ②地位（役職）に関する情報の提供を依頼すること
 - 当該企業等の地位（役職）に就くことを要求又は約束することを言います。

＜求職活動を行う際のフロー＞

① あなたは、本省課長補佐級以上に相当する職員注2ですか？



② 求職活動を行おうとする営利企業等が、あなたの職務との関係で、「**利害関係企業等**」注3に該当しますか？※

※ あくまで職員個人の職務との関係で判断するものであり、所属する府省の所管業界が一律に対象になるわけではありません。
利害関係企業等に該当するか否かは、必ず、所属する部局の人事担当者に確認してください。



③ 求職活動を行うためには、**内閣府の再就職等監視委員会の承認が必要**です。**申請**について、**所属する部局の人事担当者に相談**してください。※

そのまま求職活動を行ってください。

※ 再就職等監視委員会から承認を受ければ注4、利害関係企業等に対しても求職活動を行うことができます。例えば、高度の専門的な知識経験が必要となる利害関係企業等の地位に就こうとする場合や、公募に応募する場合などは、契約事務や立入検査等の方針等の策定事務に携わっていた者であっても、相手先となる利害関係企業等に対する求職活動が可能となることがあります。

審査に一定の期間が必要となりますので、**求職活動を行う時期の、少なくとも一月前**には申請を行うようにしてください。

※ 承認されなかった場合は、当該利害関係企業等への求職活動を行うことはできませんが、その他の不利益な取扱いを受けることはありません。また、当該利害関係企業等に対しても、利害関係企業等に該当しなくなった時点（例：契約期間が終了した。当該事務に職務として自身が携わらなくなった。国家公務員を退職した。）から、**求職活動を行うことができます。**

<注1について>

国家公務員として採用される前に所属していた民間企業等に対して在職中に改めて求職活動を行った場合に、求職活動規制違反となってしまうケースもありますので、よく注意してください。

- ・ X機構で雇用されていたA氏は、Y省に室長補佐（任期付職員）として採用された。
- ・ A氏がY省で働いている間、自身が担当する委託調査事業においてX機構と契約額200万円以上の調査委託契約を締結（※）
⇒本契約により、A氏の職務との関係で、X機構が「利害関係企業等」に該当
- ・ その後、A氏は、在職中に、再就職等監視委員会の事前承認の手続を経ずに、X機構が実施した職員公募に応募。
⇒当該応募は、X機構出身のA氏にとっても、「在職中」の「利害関係企業等」に対する「自己に関する情報の提供」に該当
- ・ 求職活動規制に抵触し、A氏は業務上の注意を受けた。

※ なお、本事例のように、任命権者が、任期付職員を採用前に勤めていた民間企業等に対する許認可などの権限を有する官職に就かせることは、任期付職員法の趣旨に反するものと考えられます。

<注2について>

「本省課長補佐級以上に相当する職員」とは、以下のいずれかに該当する場合を言います（御自身で判断できない場合には、必ず、所属する部局の人事担当者を確認してください。）。

- ・ 行政職俸給表（一）の職務の級の5級以上に相当する職員
- ・ 任期付職員法第7条第1項に規定する俸給表の適用職員（特定任期付職員）
- ・ 任期付研究員法第6条第1項に規定する俸給表の適用職員（招へい型任期付研究員）

<注3について>

「利害関係企業等」とは、以下の営利企業等（営利企業及び非営利法人（子法人を含む））を言います。

- ① 御自身が職務として携わった許認可等や補助金等の交付を受けて事業を行っている営利企業等（許認可等や補助金等の交付を現に申請している場合や、申請しようとしていることが明らかである場合も含まれます。）
- ② 御自身が職務として立入検査、監査又は監察を現に行っている営利企業等（検査等をこれから行おうとしている営利企業等※も含まれます。）
※ 実際に立入検査等を行うことがなくとも、立入検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わっている場合には、立入検査等の対象となり得る営利企業等の全てが利害関係企業等に該当します。
- ③ 御自身が職務として携わって不利益処分をしようとしている営利企業等
- ④ 御自身が職務として携わった行政指導により、現に一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- ⑤ 御自身が職務として携わった契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している営利企業等（契約の申込みをしている場合や申込みをしようとしていることが明らかである場合も含まれます。）
- ⑥ 御自身が職務として携わった犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける予定の営利企業等

※ 任期付職員は、退職後の再就職等も視野に入れつつ、配置や従事する業務について適切に配慮されることになっていますが、元の職場が利害関係企業等に該当するか否かは、念のため所属する部局の人事担当者を確認してください。

<注4について>

再就職等監視委員会は、以下のいずれかに該当し、かつ、当該求職活動が「公務の公正性を損ねるおそれがない」と認めた場合には、承認を行います。

- ① 利害関係企業等からの、承認申請をした職員が有する高度の専門的な知識経験※を必要とする当該企業等の地位に就く依頼を受けて、当該職員が当該地位に就こうとする場合（現に当該利害関係企業等に対して立入検査等を行っている場合などは除きます。）
※ 例えば、以下のようなものが該当すると考えられます（職務上の関係性、一定の職務経験年数又は職制上一定以上のポストの就任経験は、必ずしも必要ではありません。）
 - ・ 弁護士、公認会計士等の資格を有する職員が公務内外における実務を通じて得た高度の専門的な知識経験
 - ・ 大学の教員、研究所の研究員等で特定の分野において高く評価される実績を挙げた職員が有する当該分野の高度の専門的な知識経験
- ② 承認申請をした職員が、利害関係企業等との間で職務として携わる事務について、当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合
- ③ 利害関係企業等の地位に就く者を広く一般から公正かつ適正な手続により選考する募集に対して応募を行う場合
- ④ 職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、その地位に就く場合（家業を継ぐ場合等）

（内閣人事局ホームページ）

内閣人事局 再就職

検索

